

第6回 木曾川文化圏市町合併協議会

と き 平成15年9月5日（金）

午後2時から

ところ 川島町公民館集会室

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議 題

〈協議事項〉

- 協議第26号 公共的団体の取扱いについて
- 協議第27号 慣行の取扱いについて
- 協議第28号 介護保険事業の取扱いについて
- 協議第29号 電算システム事業の取扱いについて
- 協議第30号 学校教育事業（義務教育）の取扱いについて
- 協議第31号 社会教育事業（公民館）の取扱いについて
- 協議第32号 社会教育事業（図書館）の取扱いについて
- 協議第33号 社会教育事業（歴史民俗資料館）の取扱いについて

4. その他

〈確認事項〉

- 「新市建設計画策定に関する小委員会」の設置について
- 「合併協議項目」の協議状況について
- 7回以降の合併協議会開催日程等について
- 川島町内主要施設等視察について

5. 閉 会

協議事項

第6回 木曾川文化圏市町合併協議会

公共的団体の取扱いについて（案）

公共的団体の取扱いについては、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、そのあり方について以下の方針により調整を行う。

- ①両市町に共通する団体は、それぞれの団体の理解と協力を得ながら、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。
- ②統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。
- ③独自の目的を持った団体については、それぞれ自主的な判断に委ねる。

調整方針

専門部会 企画財政部会

協議項目	公共的団体の取扱い	協議細目	公共的団体の取扱い
調整の方針	<p>公共的団体の取扱いについては、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、そのあり方について以下の方針により調整を行う。</p> <p>①両市町に共通する団体は、それぞれの団体の理解と協力を得ながら、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。</p> <p>②統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。</p> <p>③独自の目的を持った団体については、それぞれ自主的な判断に委ねる。</p>		
<p>〈合併特例法〉 (国、都道府県等の協力等) 第16条</p> <p>1～6 一 省略</p> <p>7 公共的団体は、合併市町村の建設に資するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>8 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならない。</p> <p>〈地方自治法〉 (公共的団体等の監督) 第157条</p> <p>2 前項の場合において必要があるときは、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等をして事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができる。</p> <p>3 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の監督上必要な処分をし又は当該公共的団体等の監督官庁の措置を申請することができる。</p> <p>4 前項の監督官庁は、普通地方公共団体の長の処分を取り消すことができる。</p>	<p>留意</p> <p>事項</p> <p>項</p>	<p>備考</p>	<p>「公共的団体等」(地方自治法第157条第1項)とは、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、生活協同組合、商工会議所等の産業界団体、社会福祉協議会、社会経済団体、赤十字社等の厚生社会事業団体、教育団体、青年団、婦人会、文化団体、スポーツ団体等の教育文化スポーツ団体等、いやしくも公共的な活動を営むものはすべてこれに含まれ、法人たる与否を問わないとされる。 (行政実例 昭和24年1月13日・昭和34年12月16日等参照)</p>

慣行の取扱いについて（案）

市章、シンボルマーク、市民憲章、市の木・市の花については、各務原市の現行のものを使用する。

都市宣言については、両市町の現行のものを新市に継承する。

調整方針

専門部会 企画財政部会・総務部会・教育部会

協議項目		慣行の取扱い	
協議細目		慣行の取扱い	
調整の方針	市章、シンボルマーク、市民憲章、市の木・市の花については、各務原市の現行のものを新市に継承する。都市宣言については、両市町の現行のものを新市に継承する。	川島町	調整方針
項目	各務原市	川島町	調整方針
市章	昭和41年5月31日 告示第20号 	昭和47年8月15日制定 	各務原市の市章を使用する。
シンボルマーク	平成14年2月5日 告示第7号 	シンボルマークは制定していない	各務原市のシンボルマークは、平成14年2月5日にC I 戦略の一環として指定され、現在も、そのPRに努めているところであり、引き続き使用する。
市民憲章	○各務原市民憲章 (昭和48年10月19日 告示第66号) わたしたち各務原市民は ・自然と文化財を守り、美しいまちをつくりめます。 ・教養を高め、文化の香りたかいまちをつくりめます。 ・健康な心とからだで働き、活気のあるまちをつくりめます。 ・きまりを守り、助け合い、住みよいまちをつくりめます。 ・夢と安らぎのある、明るいまちをつくりめます。	○川島町民憲章 (昭和47年8月15日) ・恵まれた自然を愛護し、環境をきれいにし、緑豊かな住みよいまちを築きましょう。 ・社会の生活のルールを守り、お互いに親切にしい会いお隣近所と仲良くし、心うるわしい近隣社会を築きましょう。 ・健康と仕事を大事にし、楽しい家庭生活を築きましょう。 ・教養を高め、文化を育て、豊かな人生を築きましょう。 ・青少年を健やかに育てましょう。	各務原市と川島町とそれぞれ市民憲章、町民憲章が制定されている。 市・町の木は、各務原市も川島町も「松」である。 市・町の花は、各務原市が「つつじ」、川島町が「菊」である。 各務原市の現行の『市民憲章』『市の木』『市の花』を使用する。
市の木・市の花	松 ・ つつじ	松 ・ 菊	
都市宣言	・交通安全都市宣言 ・青少年を守る都市宣言 ・暴力追放の都市宣言 ・平和都市宣言	・生涯学習のまち宣言	都市宣言については、両市町の現行のものを新市に継承する。

介護保険事業の取扱いについて（案）

介護保険料については、原則として各務原市の制度に統一するものとする。ただし、合併する日が属する年度及びこれに続く1年度は、不均一賦課を実施する。

調整方針

専門部会 福祉部会

協議項目	協議細目	介護保険料 (第1号被保険者)																						
調整の方針	介護保険事業の取扱い	介護保険料について、原則として各務原市の制度に統一するものとする。ただし、合併する日が属する年度及びこれに続く1年度は、不均一賦課を実施する。																						
項目	項目	川島町	調整方針																					
1. 介護保険料	各務原市	<p>平成15年度～平成17年度における年額保険料</p> <p>所得段階別定額保険料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得段階</th> <th>対象者</th> <th>介護保険料及び被保険者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で住民税世帯非課税</td> <td>19,200円 (133人)</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>本人及び世帯全員が住民税非課税</td> <td>28,800円 (5,189人)</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>本人が住民税非課税</td> <td>38,400円 (10,003人)</td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td>本人が住民税課税で合計所得金額 200万円未満</td> <td>48,000円 (3,484人)</td> </tr> <tr> <td>第5段階</td> <td>本人が住民税課税で合計所得金額 200万円以上</td> <td>57,600円 (3,019人)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">被保険者数計</td> <td>21,828人</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 被保険者数については、平成15年7月1日現在</p> <p>基準額 38,400円 (月額3,200円)</p>	所得段階	対象者	介護保険料及び被保険者数	第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で住民税世帯非課税	19,200円 (133人)	第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税	28,800円 (5,189人)	第3段階	本人が住民税非課税	38,400円 (10,003人)	第4段階	本人が住民税課税で合計所得金額 200万円未満	48,000円 (3,484人)	第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額 200万円以上	57,600円 (3,019人)	被保険者数計		21,828人	<p>介護保険料については、第2期介護保険事業計画での保険料期間が平成17年度で完了するため、平成17年度末までは不均一賦課を実施する。</p> <p>第3期介護保険策定委員会において、平成18年度からの介護保険料の均一化を図る。</p>
所得段階	対象者	介護保険料及び被保険者数																						
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で住民税世帯非課税	19,200円 (133人)																						
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税	28,800円 (5,189人)																						
第3段階	本人が住民税非課税	38,400円 (10,003人)																						
第4段階	本人が住民税課税で合計所得金額 200万円未満	48,000円 (3,484人)																						
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額 200万円以上	57,600円 (3,019人)																						
被保険者数計		21,828人																						
2. 納期	川島町	<p>平成15年度～平成17年度における年額保険料</p> <p>所得段階別定額保険料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得段階</th> <th>対象者</th> <th>介護保険料及び被保険者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で住民税世帯非課税</td> <td>17,760円 (5人)</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>本人及び世帯全員が住民税非課税</td> <td>26,640円 (360人)</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>本人が住民税非課税</td> <td>35,520円 (964人)</td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td>本人が住民税課税で合計所得金額 200万円未満</td> <td>44,400円 (153人)</td> </tr> <tr> <td>第5段階</td> <td>本人が住民税課税で合計所得金額 200万円以上</td> <td>53,280円 (112人)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">被保険者数計</td> <td>1,594人</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 被保険者数については、平成15年7月1日現在</p> <p>基準額 35,520円 (月額2,960円)</p>	所得段階	対象者	介護保険料及び被保険者数	第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で住民税世帯非課税	17,760円 (5人)	第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税	26,640円 (360人)	第3段階	本人が住民税非課税	35,520円 (964人)	第4段階	本人が住民税課税で合計所得金額 200万円未満	44,400円 (153人)	第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額 200万円以上	53,280円 (112人)	被保険者数計		1,594人	<p>納期については、各務原市の例による。ただし、平成16、17年度については、それぞれ旧市町の例による。</p>
所得段階	対象者	介護保険料及び被保険者数																						
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で住民税世帯非課税	17,760円 (5人)																						
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税	26,640円 (360人)																						
第3段階	本人が住民税非課税	35,520円 (964人)																						
第4段階	本人が住民税課税で合計所得金額 200万円未満	44,400円 (153人)																						
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額 200万円以上	53,280円 (112人)																						
被保険者数計		1,594人																						
		<p>1 普通徴収</p> <p>第1期 4月1日～4月30日</p> <p>第2期 5月1日～5月31日</p> <p>第3期 6月1日～6月30日</p> <p>第4期 7月1日～7月31日</p> <p>第5期 8月1日～8月31日</p> <p>第6期 9月1日～9月30日</p> <p>第7期 10月1日～10月31日</p> <p>第8期 11月1日～11月30日</p> <p>第9期 12月1日～12月28日</p> <p>第10期 1月1日～1月31日</p>																						
		<p>2 特別徴収</p> <p>年金支払月 (年金天引き)</p>																						

調整方針

専門部会 福祉部会

協議項目 介護保険料 (第1号被保険者)

3. 制度について

1 被保険者

第1号被保険者		第2号被保険者	
対象者	65歳以上の者	対象者	40歳以上65歳未満の医療保険加入者
保険料負担	市町村が徴収	保険料負担	医療保険者が医療保険料として徴収し、給付金として一括して納付

2 保険料

第1号被保険者 (65歳以上の者)

所得段階	対象者	保険料率
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で住民税世帯非課税	基準額 × 0.5
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税	基準額 × 0.75
第3段階	本人が住民税非課税	基準額 × 1
第4段階	本人が住民税課税で合計所得金額 200万円未満	基準額 × 1.25
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額 200万円以上	基準額 × 1.5

3 介護保険事業計画

年度	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
保険料	← 保険料期間	← 保険料期間										
事業計画	第1期介護保険事業計画		第2期介護保険事業計画		第3期介護保険事業計画		第4期介護保険事業計画		第5期介護保険事業計画		第6期介護保険事業計画	
					不均一課税							

合併

電算システム事業の取扱いについて（案）

電算システムについては、原則として、川島町の電子データを各務原市のシステムに移行し一元化するものとする。

調整方針

専門部会 企画財政部会

協議項目		各種事務事業の取扱い		協議細目	
調整の方針					
電算システムについては、原則として、川島町の電子データを各務原市のシステムに移行し一元化するものとする。					
区分	主な該当システム	各務原市	川島町	調整(統合)方針	
住民サービス関連	住民記録、印鑑登録証明、国民年金、国民健康保険、住民税、固定資産税、償却資産(申告書関連)、軽自動車税、収納管理、口座管理、福祉(福祉関連台帳管理、児童扶養手当)、老人医療、保育就学、住登外管理、選挙人名簿管理、不在者投票、農家台帳	自庁処理(ホストコンピュータ)	岐阜県市町村行政情報センター(以下「情報センター」)へ電算委託	川島町のデータを各務原市のシステムに移行し一元化する	
	法人住民税、児童手当、健康管理	両市町とも情報センターのシステムを使用		情報センターにおいて処理を一元化する	
	生活保護	電算システム導入	-	各務原市のシステムに川島町のデータを入力する	
	水道、下水道料金	自庁処理	情報センター委託	川島町のデータを各務原市のシステムに移行し一元化する	
	外国人登録、介護保険、図書館システム	電算システム導入	電算システム導入	統合に向けて新システムの導入を図る	
	戸籍	両市町共に富士ゼロックスのシステムを使用		各務原市のサーバーにデータを統合する	
	住民基本台帳ネットワーク	自庁サーバーにて処理	自庁サーバーにて処理	各務原市のネットワークにて処理を一元化する	
	自動証明書発行システム	自庁処理	-	現行のままとする	
	財務会計	自庁処理	情報センター委託	各務原市のシステムにて合併後の事務を行う	
	文書管理、人事情報	電算システム導入	-		
内部業務関連	給与計算	両市町共に情報センターのシステムを使用		情報センターにおいて処理を一元化する	
	グループウェア	電算システム導入	電算システム導入	合併後、速やかに新システムを構築する→新システムは職員認証、電子決裁等の共通基盤を導入する	
	契約、公有財産、道水路占用管理、図面検索出力	電算システム導入	電算システム導入	各務原市のシステムに川島町のデータを入力する	
	起債管理	両市町共に情報センターのシステムを使用		各務原市のパソコンにて処理を一元化する	
	土木積算、家屋評価	電算システム導入	電算システム導入	現行のままとする(両市町は別システムであるが業務には支障が無い)	
	建築確認支援、給食管理	両市町共に同じシステムを使用		現行のままとする	
	議事録検索、公文書目録検索、条例検索	自庁サーバーにて処理	-	現行のまま新市Webサイトに引継ぐ	
	Webサイトの機能				

学校教育事業（義務教育）の取扱いについて（案）

義務教育の取扱いについては、原則として各務原市の現行制度に統合するものとする。

なお、川島町の小中学校の就学区域（校区）については、現行のままとする。

調整方針

専門部会 教育部会

協議項目 学校教育事業（義務教育）

協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目	学校教育事業（義務教育）
調整の方針	義務教育の取扱いについては、原則として各務原市の現行制度に統合するものとする。なお、川島町の小中学校の就学区域（校区）については、現行のままとする。		
<p>項目</p> <p>1. 学校の管理・運営に関すること（施設を除く）</p>	<p>各務原市</p> <p>1. 小学校（平成15年5月1日現在） 学校数 16校 [学級数 合計271学級（特殊含む） [児童数 合計7,791人]]</p> <p>2. 中学校（平成15年5月1日現在） 学校数 7校 [学級数 合計119学級（特殊含む） [生徒数 合計3,839人]]</p> <p>3. 条例、規則等 ①各務原市小中学校管理規則 ②各務原市立学校設置条例 ③各務原市立小学校及び中学校の就学区域を定める規則</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>〈参考：中学就学に対応する小学校〉 那加中学校…那加第一小学校・那加第三小学校 桜丘中学校…那加第二小学校・尾崎小学校 稲羽中学校…稲羽西小学校・稲羽東小学校 鶴沼中学校…鶴沼第一小学校・各務小学校・八木山小学校 緑陽中学校…鶴沼第三小学校・緑苑小学校 蘇原中学校…蘇原第一小学校・蘇原第二小学校 中央中学校…鶴沼第二小学校・陵南小学校・中央小学校 ※ただし、通学区域の弾力化あり</p> </div>	<p>川島町</p> <p>1. 小学校数（平成15年5月1日現在） 小学校 1校 [学級数 20学級（特殊含む） [児童数 669人]]</p> <p>2. 中学校（平成15年5月1日現在） 中学校 1校 [学級数 10学級（特殊含む） [生徒数 336人]]</p> <p>3. 条例、規則等 ①羽島郡立小中学校管理規則 ②川島町の小学校及び中学校の設置に関する条例</p> <p>③なし</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>〈参考：中学就学に対応する小学校〉 川島中学校…川島小学校</p> </div>	<p>調整方針</p> <p>旧市町の就学区域（校区）は、そのまま存続させ、新市の小学校は17校、中学校は8校となる。</p> <p>各務原市の現行方式に統合する。 川島町の条例を廃止し、各務原市立学校設置条例に川島小学校及び川島中学校を追記する。</p> <p>各務原市立小学校及び中学校の就学区域を定める規則に川島小学校及び川島中学校の就学区域を追記する。</p>
<p>2. 学校施設改修事業に関すること</p>	<p>学校施設の改修計画を下記のように策定している</p> <p>①地震対策に伴う改築・耐震補強計画 ②プール改築計画 ③校内LAN構築計画</p>	<p>公共施設の耐震化事業の中で位置付けている</p>	<p>川島小学校及び川島中学校の現状を把握し、各務原市の改築・耐震補強計画などに組み入れ一体的な整備を行う。</p>

調整方針

専門部会 教育部会

協議項目		各種事務事業の取扱い		協議細目		学校教育事業（義務教育）															
項目		各務原市	川島町	川島町	川島町	調整	方針														
3. 就学援助に 関すること（国 庫補助事業）		<p>1. 特殊教育児童生徒に対する学用品・給食費等の援助 年2回（10月・3月）に支給</p> <p>2. 要保護・準要保護児童生徒に対する学用品・給食費等の援助 年2回（10月・3月）に支給</p>	<p>1. 特殊教育児童生徒に対する学用品・給食費等の援助 年3回（7月・12月・3月：学期末ごと）に支給</p> <p>2. 要保護・準要保護児童生徒に対する学用品・給食費等の援助 年3回（7月・12月・3月：学期末ごと）に支給</p>	<p>1. 特別教育児童生徒に対する学用品・給食費等の援助 年3回（7月・12月・3月：学期末ごと）に支給</p>	<p>支払回数には違いがあるが総額が同じであるため各務原市の例により支給する。ただし、平成16年度については、旧市町の例による。</p> <p>〔 国庫補助事業に関する手続き等は、国の基準に準ずる。 〕</p>																
4. 学校給食に 関すること		<p>1. 調理場</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> </tr> <tr> <td>単独校調理場</td> <td>8施設</td> <td>5施設</td> </tr> <tr> <td>共同調理場</td> <td>1施設 (小学校8校、中学校2校に配送)</td> <td></td> </tr> </table> <p>2. 給食費 小学校 月4, 200円/人×11ヶ月 中学校 月4, 700円/人×11ヶ月</p>	区分	小学校	中学校	単独校調理場	8施設	5施設	共同調理場	1施設 (小学校8校、中学校2校に配送)		<p>1. 調理場</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> </tr> <tr> <td>単独校調理場</td> <td>1施設※</td> <td></td> </tr> </table> <p>※小中学校の建物とは、別棟に共同の調理場があり、それぞれに給食を配送している。</p> <p>2. 給食費 小学校 月4, 300円/人×11ヶ月 中学校 月4, 900円/人×11ヶ月</p>	区分	小学校	中学校	単独校調理場	1施設※		<p>旧市町の各施設を利用して現行のとおり実施するものとする。</p> <p>各務原市の金額とする。ただし、平成16年度については、それぞれ旧市町の例による。</p>		
区分	小学校	中学校																			
単独校調理場	8施設	5施設																			
共同調理場	1施設 (小学校8校、中学校2校に配送)																				
区分	小学校	中学校																			
単独校調理場	1施設※																				
5. 児童生徒の 健康管理（小児 生活習慣病に対 する業務）		<p>医師会へ委託し下記事業を実施</p> <p>○夏休み健康教室 対象者：肥満児童・生徒及びその保護者 会場：少年自然の家</p> <p>○脂質検査（血液検査） 対象者：全小学校4年生児童 会場：各小学校</p> <p>○健康講話 対象者：保護者 会場：少年自然の家</p>	<p>養護教諭、学校栄養士を中心に下記事業を実施</p> <p>○小学生（肥満者）食生活指導 対象者：肥満児童及びその保護者 会場：川島小学校</p>	<p>小児生活習慣病に対する医師会との連携を深めた取り組みや夏季休業中の健康教室における全体指導・個別指導の実施など各務原市の現行方式で行う。</p>																	

社会教育事業（公民館）の取扱いについて（案）

川島町公民館の名称を「各務原市川島公民館」とする。休館日及び開館時間は、合併までに調整し統一を図る。利用者については各務原市の例による。

川島町公民館主催事業は合併後5年を目処に事業の継続について調整する。

調整方針

専門部会 教育部会

協議項目		協議細目	
各種事務事業の取扱い		社会教育事業（公民館）	
調整の方針			
川島町公民館の名称を「各務原市川島公民館」とする。休館日及び開館時間は、合併までに調整し統一を図る。利用者については各務原市の例による。 川島町公民館主催事業は合併後5年を目処に事業の継続について調整する。		川島町	
項目	各務原市	川島町	調整方針
1. 名称	<ul style="list-style-type: none"> 各務原市中央公民館 各務原市西生涯学習センター 	<ul style="list-style-type: none"> 川島町公民館 	「川島町公民館」の名称を「各務原市川島公民館」とする。
2. 休館日	<p>○各務原市中央公民館</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 月曜日（休日に当たるときは、その翌日） 2. 休日の翌日（土、日、休日、上記1に当たるときは、その翌日） 3. 12月28日から翌年の1月4日まで <p>○各務原市西生涯学習センター</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 月曜日 2. 休日 3. 月曜日に当たる休日の翌日（休日に当たるときは、その翌日） 4. 12月28日から翌年の1月4日まで <p>教育委員会は、特に必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日定めることができる。</p> <p>注）休日…国民の祝日に関する法律に規定する休日</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 月曜日 2. 12月29日から翌年1月3日まで <p>館長が必要と認めるときは、臨時休館日（例年：8月13～15日）を定めることができる。</p>	<p>休館日は、合併までに調整し統一を図る。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">新市における公民館組織</p> <ul style="list-style-type: none"> └── 各務原市中央公民館 └── 各務原市西生涯学習センター └── 各務原市川島公民館 </div>
3. 開館時間	<ul style="list-style-type: none"> 各務原市中央公民館 9：00～21：00 各務原市西生涯学習センター 9：00～22：00 	<ul style="list-style-type: none"> 4月～9月 9：00～22：00 10月～3月 9：00～21：30 <p>ただし、日曜日は17：00までとする。</p>	<p>開館時間は、合併までに調整し統一を図る。</p>

調整方針

専門部会

協議項目		各種事務事業の取扱い		協議細目		社会教育事業（公民館）		調整方針	
項目	協議項目	各務原市	川島町	川島町	川島町	川島町	川島町	川島町	調整方針
4. 公民館事業	<p>【西生涯学習センターの事業】市民の多様な学習ニーズを把握し、できるだけ多くの市民が参加できるように各種の講座・学級の開設や作品の展示など、学習機会の提供やクラブ・サークルの活動援助を通して、生涯学習の活性化を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成人講座 ・市民セミナー ・子ども講座（土曜講座） ・乳幼児期子育て講座 ・小中学生夏休み体験講座 ・ライフカレッジ（高齢者大学） ・ハイカレッジ（高齢者大学院） ・クラブ・サークル発表会 など 	<p>【川島町公民館の事業】川島町公民館業務は、社会教育の幅広い業務を担当し、多様な事業を開催している。以下箇条書きで紹介する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年育成事業 ・成人学習事業 ・乳幼児教育事業 ・家庭教育事業 ・高齢者学習事業 ・女性の学習事業 ・消費生活事業 ・人権同和事業 ・IT学習事業 ・スポーツ振興事業 ・国際交流事業 ・文化財保護事業 ・文化財保護事業ごとく各種の事業がある。…上記事業ごとに各種の事業がある。 など 	<p>川島町公民館の主催事業は、合併後5年を目処に事業の継続について調整する。</p> <p>ただし、国際交流事業は、産業部会において、スポーツ振興事業、文化財保護事業は、教育委員会において別途協議を行う。</p>						
5. 利用者	<p>市外在住者も利用可能。</p>	<p>町内在住・在勤者のみ利用可能。原則町外者は利用できない。なお、ロビー、学習情報室の閲覧は、制限を設けない。</p>	<p>町内在住・在勤者のみ利用可能。原則町外者は利用できない。なお、ロビー、学習情報室の閲覧は、制限を設けない。</p>	<p>町内在住・在勤者のみ利用可能。原則町外者は利用できない。なお、ロビー、学習情報室の閲覧は、制限を設けない。</p>	<p>町内在住・在勤者のみ利用可能。原則町外者は利用できない。なお、ロビー、学習情報室の閲覧は、制限を設けない。</p>	<p>町内在住・在勤者のみ利用可能。原則町外者は利用できない。なお、ロビー、学習情報室の閲覧は、制限を設けない。</p>	<p>町内在住・在勤者のみ利用可能。原則町外者は利用できない。なお、ロビー、学習情報室の閲覧は、制限を設けない。</p>	<p>町内在住・在勤者のみ利用可能。原則町外者は利用できない。なお、ロビー、学習情報室の閲覧は、制限を設けない。</p>	<p>町内在住・在勤者のみ利用可能。原則町外者は利用できない。なお、ロビー、学習情報室の閲覧は、制限を設けない。</p>

社会教育事業（図書館）の取扱いについて（案）

「川島町ほんの家」を「各務原市中央図書館」の分館とし、名称を「各務原市川島ほんの家」とする。

休館日及び開館時間は、合併までに調整し統一を図る。利用者については、各務原市の例による。

社会教育事業（歴史民俗資料館）の取扱いについて（案）

「川島町ふるさと史料館」を「各務原市木曾川文化資料館」に名称変更する。

休館日及び開館時間は、合併までに調整し統一を図る。

調整方針

専門部会 教育部会

協議項目		協議細目		調整方針	
各種事務事業の取扱い		社会教育事業（歴史民俗資料館）			
調整の方針					
「川島町ふるさと史料館」を「各務原市木曾川文化資料館」に名称変更する。休館日及び開館時間は、合併までに調整し統一を図る。					
項目	各務原市	川島町	調整方針		
1. 名称	各務原市歴史民俗資料館	川島町ふるさと史料館	「川島町ふるさと史料館」を「各務原市木曾川文化資料館」に名称変更する。 (新規条例制定予定)		
2. 休館日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 月曜日（休日に当たるときは、その翌日） 2. 休日の翌日（土、日、休日、上記1に当たるときは、その翌日） 3. 12月28日から翌年の1月4日（年末年始） 4. 教育委員会の定める日 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 月曜日 2. 休日 3. 12月29日から翌年の1月3日（年末年始） 4. 教育委員会の定める日 	休館日は、合併までに調整し統一を図る。		
3. 開館時間	10:00～17:00	9:30～16:30	開館時間は、合併までに調整し統一を図る。 新市における資料館組織 歴史民俗資料館 ……郷土の歴史、民俗、芸術、産業、自然科学等に関する資料を収集、展示 木曾川文化資料館 ……木曾川とその流域の人々の暮らしに関する資料の収集と展示		
4. 利用者	制限なし。	制限なし。	-		

確認事項

第6回 木曾川文化圏市町合併協議会

「合併協議項目」の協議状況 (H15.9.5現在)

基本的協議項目

	協議項目	提案日	協議状況	承認日	調整方針
1	合併の方式	H15.6.25	承認	H15.6.25	羽島郡川島町を廃し、その区域を各務原市へ編入する編入合併とする
2	合併の期日	H15.6.25	継続協議		【提案】平成17年(2005年)1月までとする
3	新市の名称	H15.6.25	継続協議		【提案】「各務原市」を基本とし、協議を継続する
4	新市の事務所の位置	H15.6.25	承認	H15.6.25	現各務原市役所の位置とする
5	財産の取扱い	H15.6.25	承認	H15.6.25	両市町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする

合併特例法に規定されている協議項目

	協議項目	提案日	協議状況	承認日	調整方針
6	議会議員の定数及び任期の取扱い	H15.7.9	承認	H15.8.8	合併後、編入された区域の住民の意見を新市の行政に反映させるため、合併特例法の「在任特例」及び「定数特例」を適用するものとする
7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	H15.7.9	承認	H15.7.9	川島町農業委員会は各務原市農業委員会に統合する合併特例法の規定を適用し、川島町の農業委員のうち、選挙で選出された12人は、各務原市の農業委員の在任期間だけ在任する
8	地方税の取扱い	H15.7.9	継続協議		【協議内容】原則として各務原市の制度に統一する。ただし、個人市民税の均等割、法人市民税の法人税割及び都市計画税については、不均一課税を実施する。都市計画税の不均一課税の方法については専門部会・幹事会において協議中
9	一般職の職員の身分の取扱い	H15.7.9	承認	H15.7.9	川島町の定数内の職員は、すべて各務原市の職員として引き継ぐものとする
10	新市建設計画				※事務レベルで、計画素案を作成中

その他必要な協議項目

	協議項目	提案日	協議状況	承認日	調整方針
11	特別職の身分の取扱い	H15.7.9	承認	H15.7.9	(1)川島町の常勤の特別職(三役及び教育長)及び執行機関の委員(教育委員会の委員等)については、合併の前日をもって失職する (2)付属機関等の委員については、法令等に定めのある場合は、その規定を適用する なお、該当規定のない場合は、両市町の長が別に協議して定めるものとする
12	条例、規則等の取扱い	H15.8.8	承認	H15.8.8	条例、規則等は、各務原市の条例、規則等を適用する。 ただし、各種事務事業の調整内容を踏まえて、条例、規則等の新規制定、一部改正等を行うものとする
13	事務組織及び機構の取扱い				
14	一部事務組合等の取扱い				
15	使用料、手数料の取扱い				
16	公共的団体の取扱い	H15.9.5			
17	補助金、交付金等の取扱い				
18	町名、字名の取扱い	H15.8.8	継続協議		【提案】川島町内の町の名称を変更する。 川島町内の現行の町の名称の前に「川島」を付したものを変更後の町の名称とする
19	慣行の取扱い	H15.9.5			

20	国民健康保険事業の取扱い	H15.8.8	承認	H15.8.8	国民健康保険料(税)の賦課業務に関しては、原則として各務原市の現行制度に統一するものとする
21	介護保険事業の取扱い	H15.9.5			

	協議項目	提案日	協議状況	承認日	調整方針
22	各種事務事業の取扱い				
	(1) 友好都市提携・国際交流事業 (都市交流)	H15.8.8	承認	H15.8.8	現在両市町で行っている国際・国内都市交流についてはこれを尊重し、新市においても継続する
	(2) 電算システム事業	H15.9.5			
	(3) 広報広聴関係事業	H15.8.8	承認	H15.8.8	広報紙、ウェブサイト(ホームページ)、まちづくりを語る会、市民相談などの各種広報広聴関係事業については、各務原市に統一する
	(4) 消防防災関係事業				
	(5) 交通関係事業 (コミュニティバス)	H15.8.8	承認	H15.8.8	旧川島町区域の住民サービスの低下を防ぎ、市役所本庁舎への交通アクセスを確保するため、市ふれあいバスに(仮称)川島線を新設する
	(6) 保健事業				
	(7) 障害者福祉事業				
	(8) 高齢者福祉事業				
	(9) 児童福祉事業				
	(10) その他の福祉事業				
	(11) 環境事業				
	(12) 農林水産関係事業				
	(13) 商工・観光関係事業				
	(14) 建設関係事業 (都市計画)	H15.8.8	承認	H15.8.8	合併後速やかに岐阜都市計画区域内の川島町地域を各務原都市計画区域に変更するとともに、その内容を見直し、一体的な都市基盤整備を図る
	(15) 上・下水道事業				
	(16) 学校教育事業 (義務教育)	H15.9.5			
	(17) 社会教育事業	(公民館)	H15.9.5		
(図書館)		H15.9.5			
(歴史民俗資料館)		H15.9.5			

木曾川文化圏市町合併協議会
川島町内主要施設等視察

①内藤記念くすり博物館【館内見学】

- ・わが国初のくすりに関する総合的な資料館として昭和46年6月、エーザイ(株)川島工園内に開設された。薬に関する資料5万点、図書5万5千点のうち常時3千点を展示し、医学・薬学の歴史、健康科学に関する知識の普及、特に薬の正しい使い方について社会の理解を得るための活動を続けている。

②川島町総合スポーツ公園

- ・野球場、テニスコート、多目的グラウンド、町民プールなどで構成された町のスポーツ施設。昭和62年に完成した。プールを除き、施設の利用は無料。ただし町内在住・在勤者に限っている。

③小網橋

- ・川島町小網町と愛知県江南市を結ぶ(町道)。橋長280m、幅員3mで昭和38年に架橋。現在、架け替え工事が進められており、平成19年度に完成予定。新橋は橋長323m、幅員11mの2車線片側歩道。

④岐阜県消防学校・岐阜県広域防災センター

- ・消防学校では、消防職員および消防団員に対し、多様な災害に的確に対応できるよう、基礎的・専門的な知識・技術の修得を図るための教育を行っている。
- ・広域防災センターは、災害による被害を未然に防止し、日ごろから災害に対する備えを万全にするため設置された施設。地震の震度体験、初期防火訓練、濃煙体験(煙が充満した迷路室からの避難)、心臓マッサージなど応急手当の体験ができる。また、各種の防災機材を備蓄し被災地へ輸送する、災害復旧の拠点ともなっている。

⑤松倉城跡

- ・初代松倉城主は坪内将監(長九郎)で、尾張中島郡内に生活基盤を開発した土豪。天文年間の中頃(1540年頃)松倉に城を構えた。天文16年の美濃攻めの折に犬山城主織田信康に見方するも、終始独立独歩を貫いた。

⑥松倉渡船場跡・永代常夜灯

- ・川島町松倉町と各務原市下中屋町を結ぶ渡船場の跡。文政13年(1830)に建立された常夜灯が当時の名残をとどめている。

⑦川島町民会館【館内見学】

- ・生きがいセンター(老人福祉センター)、ほんの家(町立図書館)、ふるさと史料館(歴史民俗資料館)の複合施設。昭和58年の開館以来、子どもから高齢者まで多くの利用者がある。

⑧河跡湖

- ・町のほぼ中央に流れていた鉄砲川の川跡。植物や昆虫、野鳥、淡水魚などの宝庫となっている。

⑨川まつり資料館【館内見学】

- ・毎年7月下旬に河川環境楽園内で開催される「かわしま川祭り」の“やま”や祭礼道具など、さまざまな資料を展示・保存している。

⑩渡橋

- ・川島町渡町と愛知県一宮市を結ぶ(県道一宮川島線)。橋長258m、幅員6mで昭和39年に架橋。138タワーパークと河川環境楽園のアクセス道としても重要で、現在、幅員3mの歩道橋建設工事が行われている。平成16年度に完成予定。

⑪河川環境楽園【園内見学】

- ・国営公園、岐阜県営公園、自然共生研究センター、東海北陸自動車道・川島PAおよびハイウェイオアシスから構成された環境共生型テーマパーク。平成11年に一部開園して以来、年間300万人以上が訪れる、東海地方でも有数の集客施設。現在、淡水水族館と観覧車を建設中で、16年夏には完成の予定。